

平成 30 年 1 月 23 日

## 平成 29 年度協議会臨時会議案書

酒匂川流域下水道事業連絡協議会

## 目 次

議 案 番 号	議 案 の 件 名	頁
議 案 第 1 号	「酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部改正について	1
議 案 第 2 号	「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」の一部改正について	4
議 案 第 3 号	「酒匂川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」の一部改正について	7

## 議案第1号

### 「酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則」の 一部改正について

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部を次のように改正する。

第3項中「業務管理費のうち下水処理業務費と汚泥処理業務費の合計額に対する業務費割合で県が負担する費用、一般管理費のうち下水処理業務費と汚泥処理業務費の合計額に対する業務費割合で県が負担する費用、」を削り、「実績有収水量」を「実績汚水量」に改める。

第5項中「前2項」を「前項」に改める。

第5項を第4項とし、第6項及び第7項を1項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この原則は、平成30年4月1日から施行する。

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則」新旧対照表

新	旧
<p>1 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担するものとし、維持管理負担金は、各年度の維持管理に要する費用から県が負担する費用(水質管理費の公費の1/2、調査研究費の1/2、一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2及び広報費の1/2の額)を除いた額を<u>実績汚水量</u>の割合により、関連市町が負担するものとする。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、維持管理費の費用負担については、「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」により定める。</p> <p>5 【略】</p> <p>6 【略】</p> <p align="center">附 則 この原則は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>1 流域下水道の維持管理は県が直接これを行う。</p> <p>2 関連市町は県の行う維持管理について、協同一致の精神に従い、協力を惜しまないものとする。</p> <p>3 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担するものとし、維持管理負担金は、各年度の維持管理に要する費用から県が負担する費用(水質管理費の公費の1/2、調査研究費の1/2、<u>業務管理費のうち下水処理業務費と汚泥処理業務費の合計額</u>に対する業務費割合で県が負担する費用、<u>一般管理費のうち下水処理業務費と汚泥処理業務費の合計額</u>に対する業務費割合で県が負担する費用、一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2及び広報費の1/2の額)を除いた額を<u>実績有収水量</u>の割合により、関連市町が負担するものとする。</p> <p>5 前2項に定めるもののほか、維持管理費の費用負担については、「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」により定める。</p> <p>6 関連市町は下水道法第12条の規定により、除害施設の設置等に関する条例を定め、流域下水道施設の機能を妨げ、又は損傷することのないよう努めるとともに、排水設備の検査等を励行するものとする。</p> <p>7 下水道法第9条の規定による関連公共下水道の処理開始の公示は、下水道法第25条の14に基づく流域下水道の供用開始の通知及び接続並びに流入について、県の承認を得た後に行うものとする。</p> <p align="center">附 則 この原則は、平成28年5月26日から施行する。</p>

# 酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則

(改正後の全文)

- 1 流域下水道の維持管理は県が直接これを行う。
- 2 関連市町は県の行う維持管理について、協同一致の精神に従い、協力を惜しまないものとする。
- 3 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担するものとし、維持管理負担金は、各年度の維持管理に要する費用から県が負担する費用（水質管理費の公費の1/2、調査研究費の1/2、一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2及び広報費の1/2の額）を除いた額を実績汚水量の割合により、関連市町が負担するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、維持管理費の費用負担については、「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」により定める。
- 5 関連市町は下水道法第12条の規定により、除害施設の設置等に関する条例を定め、流域下水道施設の機能を妨げ、又は損傷することのないよう努めるとともに、排水設備の検査等を励行するものとする。
- 6 下水道法第9条の規定による関連公共下水道の処理開始の公示は、下水道法第25条の14に基づく流域下水道の供用開始の通知及び接続並びに流入について、県の承認を得た後に行うものとする。

## 附 則

この原則は、平成30年4月1日から施行する。

## 議案第2号

### 「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」 の一部改正について

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」の一部を次のように改正する。

第2項中「全ての関連市町が市町分の資本費を概ね回収した時点で検討し、定める」を「関連市町の財政状況及び資本費回収状況のほか、使用者及び議会の理解を得ることが困難なことなどを考慮しつつ、平成30年度から検討していく」と改める。

第3項中「維持管理について（平成27年度～29年度）」の期間内において」を「平成32年度までに」と改める。

#### 附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」新旧対照表

新	旧
<p>1 【略】</p> <p>2 酒匂川流域下水道建設費に係る資本費の維持管理費への算入については、<u>関連市町の財政状況及び資本費回収状況のほか、使用者及び議会の理解を得ることが困難なことなどを考慮しつつ、平成30年度から検討していくこととする。</u></p> <p>3 県立替金の償還に係る市町の負担額、負担の時期及び負担の期間については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1次維持管理計画期間から第4次維持管理計画期間までの負担額は、4億3千9百26万6千円とする。</p> <p>(2) 負担の時期及び負担の期間は、<u>平成32年度までに決定する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この改正は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>1 維持管理費の費用負担については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担する。</p> <p>2 酒匂川流域下水道建設費に係る資本費の維持管理費への算入については、<u>全ての関連市町が市町分の資本費を概ね回収した時点で検討し、定めることとする。</u></p> <p>3 県立替金の償還に係る市町の負担額、負担の時期及び負担の期間については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1次維持管理計画期間から第4次維持管理計画期間までの負担額は、4億3千9百26万6千円とする。</p> <p>(2) 負担の時期及び負担の期間は、<u>「維持管理について（平成27年度～29年度）」の期間内において決定する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、平成28年5月26日から施行する。</p>

# 酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について

(改正後の全文)

- 1 維持管理費の費用負担については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担する。
- 2 酒匂川流域下水道建設費に係る資本費の維持管理費への算入については、関連市町の財政状況及び資本費回収状況のほか、使用者及び議会の理解を得ることが困難なことなどを考慮しつつ、平成30年度から検討していくこととする。
- 3 県立替金の償還に係る市町の負担額、負担の時期及び負担の期間については、次のとおりとする。
  - (1) 第1次維持管理計画期間から第4次維持管理計画期間までの負担額は、4億3千9百26万6千円とする。
  - (2) 負担の時期及び負担の期間は、平成32年度までに決定する。

## 附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。



## 議案第3号

### 「酒匂川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」の一部 改正について

「酒匂川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」の一部を次のように改正する。

第4項中「+業務管理費のうち下水処理業務費と汚泥処理業務費の合計額に対する業務費割合で県が負担する額+一般管理費のうち下水処理業務費と汚泥処理業務費の合計額に対する業務費割合で県が負担する額」を削る。

第6項中「有収水量」を「汚水量」と改め、「総有収水量」を「総汚水量」と改める。

第7項を次のように改める。

「7 各年度の汚水量は、次によるものとする。

- (1) 各年度の予定汚水量は、「酒匂川流域下水道の維持管理について」により試算した水量とする。
- (2) 各年度の実績汚水量は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量とする。
- (3) 実績汚水量の確定は、当該年度の翌年度7月末までに別紙－1により各市町が報告した実績流入量をもって確定する。」

別紙－1を次のように改める。

別紙－ 1

第 号  
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

市 (町) 長

平成 年度実績流入量について (報告)

平成 年度に酒匂川流域下水道へ流入した水量の実績は、次の通りでしたので報告します。

実績流入量	
	m <sup>3</sup> /年

(問い合わせ先 内 )

(注意事項)

- 1 実績流入量とは、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量として、各市町が測定した水量とする。
- 2 本報告書は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課に提出するものとする。

## 附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度分の別紙－ 1 による報告については、従前の例による。

「酒匂川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」新旧対照表

新	旧
<p>1 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>4 各年度の県及び関連市町の負担額は、次により算定した額とする。</p> <p>(1) 県負担額            = 水質管理費の公費の1/2の額            + 調査研究費の1/2の額            + 一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2の額            + 広報費の1/2の額</p> <p>(2) 関連市町負担総額</p>	<p>1 本要領は、「酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則」（以下「維持管理の原則」という。）に定める維持管理負担金の算出方法及び徴収方法並びにこれらに係わる事項について、その取り扱いを定める。</p> <p>2 維持管理の原則に定める「維持管理に要する費用」とは、維持管理負担金の対象となる費用（以下「負担対象額」という。）とする。</p> <p>3 各年度の負担対象額は、当該会計の当該年度歳出予算額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>(1) 当該会計から生じた預金利子及び当該会計に係る施設の使用又は利用等により生じた収入で、当該年度内に歳入として予算措置された額。</p> <p>(2) 当該会計において生じた繰越金で、当該年度内に歳入として予算措置された額。</p> <p>(3) その他当該会計に他会計から当該事業に充てるため繰入又は負担されたもののうち、県が控除額とすることが適当であると認めたもので、当該年度内に予算措置された額。</p> <p>4 各年度の県及び関連市町の負担額は、次により算定した額とする。</p> <p>(1) 県負担額            = 水質管理費の公費の1/2の額            + 調査研究費の1/2の額            + <u>業務管理費のうち下水処理業務費と汚泥処理業務費の合計額に対する業務費割合で県が負担する額</u>            + <u>一般管理費のうち下水処理業務費と汚泥処理業務費の合計額に対する業務費割合で県が負担する額</u>            + 一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2の額            + 広報費の1/2の額</p> <p>(2) 関連市町負担総額</p>

= 負担対象額 - 県負担額

5 【略】

6 各年度の負担率は、次により算出した比率とする。

$$\text{各年度各市町負担率（予定・実績）} = \frac{\text{汚水量（予定・実績）}}{\text{総汚水量（予定・実績）}}$$

7 各年度の汚水量は、次によるものとする。

- (1) 各年度の予定汚水量は、「酒匂川流域下水道の維持管理について」により試算した水量とする。
- (2) 各年度の実績汚水量は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量とする。
- (3) 実績汚水量の確定は、当該年度の翌年度7月末までに別紙-1により各市町が報告した実績流入量をもって確定する。

8 【略】

= 負担対象額 - 県負担額

5 各年度の維持管理負担金は、次により算定した額を処理開始している関連市町（当該年度途中に処理開始した場合を含む。）が負担する。

$$\text{当該年度各市町維持管理負担金} = \left[ \begin{array}{l} \text{当該年度関連} \\ \text{市町負担総額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該年度各市町} \\ \text{町予定負担率} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{前々年度関連} \\ \text{市町負担総額} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{町実績負担率} \end{array} \right] - \text{前々年度各市町維持管理負担金}$$

6 各年度の負担率は、次により算出した比率とする。

$$\text{各年度各市町負担率（予定・実績）} = \frac{\text{有収水量（予定・実績）}}{\text{総有収水量（予定・実績）}}$$

7 各年度の有収水量は、次によるものとする。

- (1) 各年度の予定有収水量は、「酒匂川流域下水道の維持管理について」により試算した水量とする。
- (2) 各年度の実績有収水量は、流域関連公共下水道を使用するものに対して各市町が当該年度に排水した量として調定した年間総排水量とする。
- (3) 実績有収水量の確定は、当該年度の翌年度7月末までに別紙-1により各市町が報告した排水量をもって確定する。

8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとする。

期間	納付期限	納付額
第1期	4月30日	維持管理負担金の1/6の額
第2期	7月31日	維持管理負担金の1/4の額
第3期	10月31日	維持管理負担金の1/3の額
第4期	出納整理期間 中で定める日	<補正後の維持管理負担金> - <第1期～第3期の納付済額>

<p>9 【略】</p> <p>10 【略】</p> <p>11 【略】</p> <p>12 【略】</p> <p><u>附 則</u>  <u>この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度分の別紙－ 1 による報告については、従前の例による。</u></p>	<p>(1) 納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは翌開庁日とする。</p> <p>(2) 各期における各市町納付額の端数処理については、千円未満で四捨五入し、第 1 期で調整するものとする。</p> <p>(3) 年度当初における第 4 期の納付額については、維持管理負担金の 1 / 4 の額として算出する。</p> <p>9 県は、上記 8 における各期間の納付期限に合わせて、維持管理負担金に係る納入通知書を発行する。</p> <p>10 各年度における維持管理負担金の納付総額は、当該年度の県の予算によることとし、補正予算の編成等により、維持管理負担金の納付額等に変更が生じた場合には、県はその都度関連市町に通知する。</p> <p>11 本要領における会計用語の意義は、特に定めのない限り県の当該会計予算書によるものとする。</p> <p>12 本要領の施行に際し疑義が生じた事項又はその他必要な事項については、関連市町と協議のうえ、県がその都度定める。</p> <p><u>附 則</u>  この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>
--	--

別紙-1 第 号

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

市 (町) 長

平成 年度実績流入量について (報告)

平成 年度に酒匂川流域下水道へ流入した水量の実績は、次の通りでしたので報告します。

<u>実績流入量</u>
<u>m3/年</u>

(問い合わせ先 内 )

(注意事項)

- 1 実績流入量とは、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量として、各市町が測定した水量とする。
- 2 本報告書は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課に提出するものとする。

別紙-1 第 号

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

市 (町) 長

平成 年度実績有収水量について (報告)

平成 年度に酒匂川流域下水道へ流入した有収水量の実績は、次の通りでしたので報告します。

件数	賦課排水量	減免した排水量	調定排水量
	<u>m3/年</u>	<u>m3/年</u>	<u>m3/年</u>

(問い合わせ先 内 )

(注意事項)

- 1 本報告書の調定排水量をもって実績有収水量とする。
- 2 本報告の排水量は、当該年度内に流域関連公共下水道に流入した年間の総排水量とする。
- 3 賦課排水量とは、製品として出荷された水量等を除いた後の、流域関連公共下水道に流入するとして各市町が認定した水量とする。
- 4 減免排水量とは、条例に基づき生活保護世帯等の減免した水量とする。
- 5 調定排水量とは、賦課排水量から減免排水量を除いたものとする。
- 6 本報告書は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課に提出するものとする。

# 酒匂川流域下水道維持管理負担金の取扱要領

(改正後の全文)

- 1 本要領は、「酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則」（以下「維持管理の原則」という。）に定める維持管理負担金の算出方法及び徴収方法並びにこれらに係わる事項について、その取り扱いを定める。
- 2 維持管理の原則に定める「維持管理に要する費用」とは、維持管理負担金の対象となる費用（以下「負担対象額」という。）とする。
- 3 各年度の負担対象額は、当該会計の当該年度歳出予算額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。
  - (1) 当該会計から生じた預金利子及び当該会計に係る施設の使用又は利用等により生じた収入で、当該年度内に歳入として予算措置された額。
  - (2) 当該会計において生じた繰越金で、当該年度内に歳入として予算措置された額。
  - (3) その他当該会計に他会計から当該事業に充てるため繰入又は負担されたもののうち、県が控除額とすることが適当であると認めたもので、当該年度内に予算措置された額。
- 4 各年度の県及び関連市町の負担額は、次により算定した額とする。
  - (1) 県負担額
    - = 水質管理費の公費の1/2の額
    - + 調査研究費の1/2の額
    - + 一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2の額
    - + 広報費の1/2の額
  - (2) 関連市町負担総額
    - = 負担対象額 - 県負担額
- 5 各年度の維持管理負担金は、次により算定した額を処理開始している関連市町（当該年度途中で処理開始した場合を含む。）が負担する。

$$\begin{array}{l}
 \text{当該年度各市町} \\
 \text{維持管理負担金}
 \end{array}
 =
 \left[ \begin{array}{l}
 \text{当該年度関連} \\
 \text{市町負担総額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{当該年度各市} \\
 \text{町予定負担率}
 \end{array}
 \right]
 +
 \left[ \begin{array}{l}
 \text{前々年度関連} \\
 \text{市町負担総額}
 \end{array}
 \right]
 -
 \left[ \begin{array}{l}
 \text{前々年度各市} \\
 \text{町実績負担率}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{前々年度各市町} \\
 \text{維持管理負担金}
 \end{array}
 \right]$$

- 6 各年度の負担率は、次により算出した比率とする。

$$\text{各年度各市町負担率（予定・実績）} = \frac{\text{汚水量（予定・実績）}}{\text{総汚水量（予定・実績）}}$$

7 各年度の汚水量は、次によるものとする。

- (1) 各年度の予定汚水量は、「酒匂川流域下水道の維持管理について」により試算した水量とする。
- (2) 各年度の実績汚水量は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量とする。
- (3) 実績汚水量の確定は、当該年度の翌年度7月末までに別紙-1により各市町が報告した実績流入量をもって確定する。

8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとする。

期 間	納付期限	納 付 額
第 1 期	4月30日	維持管理負担金の1/6の額
第 2 期	7月31日	維持管理負担金の1/4の額
第 3 期	10月31日	維持管理負担金の1/3の額
第 4 期	出納整理期間 中で定める日	<補正後の維持管理負担金> - <第1期～第3期の納付済額>

- (1) 納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは翌開庁日とする。
- (2) 各期における各市町納付額の端数処理については、千円未満で四捨五入し、第1期で調整するものとする。
- (3) 年度当初における第4期の納付額については、維持管理負担金の1/4の額として算出する。

9 県は、上記8における各期間の納付期限に合わせて、維持管理負担金に係る納入通知書を発行する。

10 各年度における維持管理負担金の納付総額は、当該年度の県の予算によることとし、補正予算の編成等により、維持管理負担金の納付額等に変更が生じた場合には、県はその都度関連市町に通知する。

11 本要領における会計用語の意義は、特に定めのない限り県の当該会計予算書によるものとする。

12 本要領の施行に際し疑義が生じた事項又はその他必要な事項については、関連市町と協議のうえ、県がその都度定める。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度分の別紙-1による報告については、従前の例による。



第 号  
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

市 (町) 長

平成 年度実績流入量について (報告)

平成 年度に酒匂川流域下水道へ流入した水量の実績は、次の通りでしたので報告します。

実績流入量
m <sup>3</sup> /年

(問い合わせ先 内 )

(注意事項)

- 1 実績流入量とは、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量として、各市町が測定した水量とする。
- 2 本報告書は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課に提出するものとする。